

平成28年第2回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成28年6月15日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教 育 長	杉山英彦君
総 務 課 長	清水一男君
企 画 財 政 課 長	飯塚良一君
税 務 課 長	石川篤君
住 民 課 長	岡野寛之君
福 祉 課 長	石田通夫君
子 育 て 支 援 課 長	大野敏明君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	秋山幸子君
環 境 対 策 課 長	大津善男君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	武藤武治君
経 済 課 長	大越直樹君
都 市 建 設 課 長	鬼澤俊一君
会 計 課 長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課 長	寺田寛君
生 涯 学 習 課 長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 宮 本 正 裕
書	記 矢 口 敬 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成28年6月15日（水曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|----------------------------|---|
| 日程第1 | 議案第23号 | 利根町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第2 | 議案第24号 | 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第3 | 議案第25号 | 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第4 | 議案第26号 | 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第5 | 議案第27号 | 平成27年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について |
| 日程第6 | 議案第28号 | 平成28年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について |
| 日程第7 | 議案第29号 | 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第30号 | 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第31号 | 稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更について |
| 日程第10 | 議案第32号 | 稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴う財産処分について |
| 日程第11 | 議案第33号 | 平成28年度利根町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第34号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第35号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第36号 | 財産の取得について |
| 日程第15 | 議案第37号 | 財産の取得について |
| 日程第16 | 議員派遣の件 | |
| 日程第17 | 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件 | |

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第23号

日程第2 議案第24号

日程第3 議案第25号

日程第4 議案第26号

日程第5 議案第27号

日程第6 議案第28号

日程第7 議案第29号

日程第8 議案第30号

日程第9 議案第31号

日程第10 議案第32号

日程第11 議案第33号

日程第12 議案第34号

日程第13 議案第35号

日程第14 議案第36号

日程第15 議案第37号

日程第16 議員派遣の件

日程第17 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（井原正光君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

本案に対し質疑通告している議員は1名で、議長である私です。

会議規則第53条の規定により議席に着きますので、議長の職を副議長と交代いたします。副議長は議長席をお願いいたします。

〔議長井原正光君退席、副議長五十嵐辰雄君着席〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 議長の質問等発言の間、副議長である私が議長の職を務めま

す。議事運営にご協力をお願いいたします。

これから議案第23号に対する質疑を行います。

12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） それでは、議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを質疑いたします。

まず、第1条の中で固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。第12条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改める。それから、2条関係はその経過措置等でございますけれども、後でわかったことなんですけれども、条例改正等はあるんですけども速やかにそれが削除されていない。そのために非常にわかりにくくなっている。私どもは細かく事務局に尋ねればわかるでしょうけれども、ちょっと見ただけでは12条等の条文はない。

そういうことと、もう一つはこの第何条、第何条といっても、この条文がどういう内容が記載されてあるのかが、ちょっとここだけではわからないので、今、私は調べてあるからある程度はわかるんですけども、改めて総務課長にご説明をいただきたいと思います。

流れから現在に至るまで、お願いします。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） それではお答えします。

まず、参考資料の1ページのほうの利根町固定資産評価審査委員会条例の新旧対照表で議事についての調書という形で、今回の改正の第12条が、現在ホームページに例規集がのっておりますけれども、そのデータでは10条ではないかという、多分質疑だと思います。

まず、その10条から12条に改正されたことについて、説明をしたいと思います。

この改正は、前回の平成28年3月の第1回議会定例会で議決いただいた議案第4号の行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例、その中の第5条で利根町固定資産評価審査委員会条例の一部改正を提案しております。その改正内容としましては、元の固定資産評価審査委員会条例の第9条の次に第10条と第11条の二つの条が追加されております。そのことによりまして、もともと議事についての調書が規定されておりました第10条が、二つ繰り下げられまして第12条となったものでございます。

その改正の条文の中で前3条を第7条から第9条までに改めるということにつきましては、今回の改正によりまして、改正前は第10条でありましたけれども、第10条の場合は第7条、第8条、第9条を引用しておりますので、前3条という言い方でありましたけれども、第10条が第12条に繰り下げられましたので、前3条ではなく、第7条から第9条までという形で引用している条を明記するものでございます。

実際の第7条から第9条まで、要するに議事についての調書に引用しているのが、第7条につきましては審査申出人の口頭による意見陳述の規定、第8条が口頭審査に関する規

定、第9条が実地調査に関する規定を引用しているものでございます。

先ほど実際に例規集のデータが更新されていないということですが、現在、ホームページで掲載しております例規集のデータにつきましては、平成27年12月28日現在となっております。

それは、ホームページを見ていただくとわかりますけれども、一番上に27年12月28日現在と明記はしてございます。ただ、今回、今質問がありましたように、平成28年第1回議会定例会で議決いただいた条例改正につきましては、それに反映されていない状況でございます。

この例規集のデータ更新のことをちょっと説明しますと、これまでこの例規集のデータの更新を行うのは年4回、議会開催時ごとに、それまでの全ての条例、規則、要綱等制定、改正の更新を行っているところでございます。今申し上げましたように、例規集は議会案件である条例に限らず、規則、要綱等の制定、一部改正もあわせて行うことですので、今回更新を行っているものは例年より、まことに申しわけありませんけれども、条例以外の一部改正等が多かったという状況もありまして、今回ちょっと時間がかかっておりまして、議会までにデータの更新ができなかったということでございます。

今後は、議会開催時までには前回の議会までの例規集のデータが更新できるように努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） 全てこれ行政不服審査法の改正に基づく諸法令、条例等の改正なんですけれども、これらは行政不服審査法が今回50年ぶりに抜本的に改正された。しかも、その運用等が公正性の向上、あるいは使いやすさの向上等の観点から改正されたということですね。

ですから、この改正等については、町の条例等の改正等については年4回では、それを必要とする住民がそれを見た場合に戸惑う。しかもこの専決処分は、これはさかのぼっているんですよ。4月1日から適用するとなっている。それを年4回の改正ということでは、それを見る人にとってはずっと後になっちゃうじゃないですか。これ、わからないでしょう。そういう点は改善するのか、改善しないのか、もう一度お答えください。

○副議長（五十嵐辰雄君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） もう一度申し上げますけれども、年4回ということですが、専決処分は3月の末にもちろん行います。3月定例議会が3月中旬で終わるという場合ですが、実際に例規集の更新を行っている業者には、4月の第1週あたりにそれまでのデータを全て送りますので、専決処分に関しては3月議会と同様の時期に更新を行うことになっております。

年4回は少ないということですが、その辺につきましては、今後、予算も伴いますので、検討していきたいと考えております。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） 予算の伴うものはわかるんですけども、速やかに、専決処分したものであるというのは、例えば3月31日に専決処分されたものは4月1日に施行されるわけです。施行日は4月1日になるわけですけども、それが何カ月か遅れた6月の定例会によって審議される、しかもその更新が、要するに改正が住民の目に触れるのはもっと遅れるというのを改善してほしいという、そういう点なんですけど、もう一度お答えいただければありがたいです。

○副議長（五十嵐辰雄君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） もちろん予算を伴うものはわかっていると思いますけども、その辺の更新に関しては、業者のほうとの関係もありますので、どのぐらいの頻度で更新ができるかどうか、今後検討していきたいと考えております。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員の質疑が終わりました。

質疑が終わりましたので議長の職を交代いたします。

〔副議長五十嵐辰雄君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） 以上で議案第23号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第23号は承認することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第24号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

本案に対し質疑通告している議員は1名、議長である私です。

議長の職を副議長と交代します。

〔議長井原正光君退席、副議長五十嵐辰雄君着席〕

○副議長（五十嵐辰雄君） これから議案第24号に対する質疑を行います。

12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） それでは、質疑をいたします。

まず、利根町税条例等の一部を改正する条例の第1条、利根町税条例の一部を次のように改正するというので、第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

条文から言うと、この文言は除くということにされていますけれども、この不服申立てと審査請求、これも先ほど言った行政不服審査法等の中で出てきますけれども、改めて私、余り理解できないので、どういう違いなのか、これは住民の方が何らかの行政に対する異議申立て、不服申立てを審査請求する場合の手続なので、ひとつ細かくわかりやすくご説明をいただければ大変ありがたいと思います。

それから、18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改めると。これについても、これだけを見ると軽自動車税という項目そのものがなくなっちゃうのかなという感じがするんですけども、税の割合を含めてちょっと細かくご説明いただければと思います。

それから、大分裏のほうになるんですけども、第90条の身体障害者に対する種別割の減免、身体障害者というのはいろいろ手帳を発行してやっているわけですね。身体障害者手帳、戦傷病者手帳、あるいは療育手帳、それから、精神障害者保健福祉手帳があると思うんですけども、これは中で等級とか重度とかがあると思うのです。ですから、軽度の方もあるだろうし、何級、何級というのものもあると思うのです。あと重度Aとか、それらの手帳を受給している人が全てこの減免の対象になるのかどうなのかを含めて、その3点をお聞きします。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） それでは、まず18条の2第1項、これは議案第24号参考資料、利根町税条例新旧対照表の1ページのほうで説明させていただきますので、そちらのほうを見てください。

18条の2第1項中、下線部分の「不服申立てに関するものを除く。」の「不服申立て」を「審査請求」に改正するものでございます。これは、行政不服審査法の現行法における不服申立ての種類は、異議申立てと審査請求に分かれていましたが、審査請求に一本化されることから、現行の条例における「不服申立て」の用語を「審査請求」に改正するものでございます。

内容につきましてということでございますので、議長は行政不服申立ての改正の概要については重々知っていると思うのですが、先ほど細かくということなので。

まず行政申立て法の改正の概要なんですけど、これは、行政不服審査法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立ての一般法であり、個別法の特別の定めがある場合を除き、国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用するものでございま

す。

この法律の目的は、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することであり、訴訟と比べ簡単に手続できるというものでありまして、違法性のみならず不当性についても判断するというものでございます。

現行の行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、先ほど議長もおっしゃっていましたが、50年来、本格的な改正がございませんでした。それが公正性・利便性の向上等の観点から抜本的な見直しを図られ、平成26年6月13日に行政不服審査法関連3法(行政不服審査法の全部改正、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律および行政手続法の一部を改正する法律)として公布され、平成28年4月1日からの施行でございまして。

次に、この行政手続法の一部改正に伴うことによって、地方税がどのように見直されてくるのかというところが議長おっしゃりたいところだと思うのですが、先ほども言いましたが、行政不服審査法を含む関連3法が平成26年の6月6日に国会で成立されまして、同月13日に公布されたことを受けまして、司法で不服申立て制度が見直されました。

これにつきまして、一つは、異議申立てをしたときの審査請求などの不服申立て期間を、処分があったことを知った日の翌日から3カ月以内にとすることに改正しております。

もう一つは、審査請求人及び参加人は、審理員の職権収集資料を含め物件の閲覧及び謄写を求めることができるということでございます。

もう一つは、審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続の計画的遂行等の手続規定の整備に関して、国税同様に行政不服審査法の改正により措置されるなどが見直されているところでございます。

一方、地方税法に係る改正におきまして、まず不服申立ての特例のうち、滞納処分についての督促に関し欠陥があることを理由として行う審査請求は、差し押さえに係る通知を受けた日、その通知がないときは、その差し押さえがあったことを知った日の翌日から起算して「30日」を経過後はすることができないとしている措置を、日にちを「3カ月」を経過した後に改正するというように改正されております。

これにつきましては、平成27年の第4回定例会議案第61号において、猶予に係る担保の徴収基準など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとなったことから、徴収猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法とか申請による換価の猶予に係る申請期限、徴収猶予及び申請による換価の猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類並びに申請書及び添付書類の訂正期限につきまして、利根町税条例の規定に追加し改正を行いまして、平成28年4月1日より施行しております。これは平成27年12月15日利根町条例第24号で行っております。

また、固定資産の評価に係る不服審査について見直しが行われております。先ほどの総務課のほうの内容なんですが、固定資産については、賦課等に対する不服を市町村に対し

て申立てを行うが、評価額に関してはより一層の適正・公平を期して納税者の価格に対する信頼を確保するため、市町村長から独立した中立的・専門的機関として設置されている固定資産評価審査委員会が審査決定するものとされており、これは事務局が総務課でございます。

ただし、異議申立てとか、そういうのは3年ごとの価格を見直す評価がえのとき以外は、地目の変更、家屋の増築等、地価下落に応じた評価等の修正があった場合を除き、審査の申し出をすることができないとされており、

見直しでは、一つ、毎年度固定資産税台帳に登録される価格についての審査申し出は、固定資産の価格等の全ての固定資産税台帳に登録した旨の公示日から、納税通知書の交付を受けた日後3カ月、前は60日だったんです、までの間ということでございます。これは納税通知書の内容についてのことについて申し出があった場合は、申し出てくださいということでございます。

一つは固定資産評価基準によって行われずとして道府県知事の勧告を受けて市町村長が修正した価格についての審査申し出は、固定資産の価格等を修正して登録した旨の公示の日から、同日後3カ月、これも前は60日だったんですが、3カ月までにでございます。これは価格を不服とした場合でございます。

もう一つは、市町村長の固定資産税価格台帳に価格が登録されていないことを発見した場合等に、決定等された価格についての審査申し出は、修正等をされた価格が課税台帳に登録された旨の通知を受けた日から3カ月、前は60日だったんですが、3カ月以内とし、それぞれ申立て期間が含まれて、今までの1.5倍と長くなったということでございます。

これに関しましては、きのうおととい付で住民税の納税通知書は出してあります。固定資産税の納税通知書も3週間ぐらい前から出しているんですけども、その裏側には固定資産税の不服申立てについて、地方税に関して不服申立てについてということで文面が書いてありますので、今のような形の内容で書いてあります。

実際に不服申立てと審査請求で何が違うんだというところでございますが、今までは不服申立てというのは異議申立てで、処分とか不作為を行った該当庁に行くということでございます。不作為というのは、やるべきことをやらなかった行政庁に文句を言うというところでございますが、審査請求は処分や不作為が起こった担当行政庁以外の行政庁に審査する申立てということでございます。

簡単に言えば、不服申立ては不作為庁が何もやっていなかったところに、「あなた、あの件はどうなっているんですか」と直接そこに文句を言うんですが、審査請求は不作為の上の機関のところ、「あなたの管理している何庁が何もしていないんだがどうなっているんだ」と文句を言うような形でございます。もっと簡単に言えば、お店で注文したものが来ないと、注文をとった店員に文句を言うのか、それとも店長に文句を言うのかというところが、大体イメージだと思います。

それから、軽自動車税についての18条の3の下線部分の「軽自動車税」を「種別割」に改正するものということですとございます。これは現行の軽自動車税を種別割に名称変更する規定の整備を行って法律改正にあわせて規定するものございます。

これに関しましては、平成29年、この前もちょっとお話したんですが、29年4月1日の消費税率10%への引き上げ時に自動車取得税は平成29年3月31日に廃止することに伴いまして、平成29年4月1日から、自動車取得税にかわりまして自動車税及び軽自動車税が導入されるわけです。取得税が廃止されて二つになるわけです。現行の自動車税は自動車税種別割に、軽自動車税は軽自動車税種別割にそれぞれ改正されるものございます。

それと身体障害者に対する種別割の減免についてということでございますが、18ページをお願いいたします。

法律改正にあわせて、現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称を変更するための規定の整備を行う改正ございまして、平成29年4月1日施行ございます。身体障害者の方に対する減免内容は、現行の軽自動車の今までやっていた減免ございます。この部分が種別割に変更するだけで、内容は全て同じございます。

ちょっとあれなんですけれども、先月の広報とねにおきまして、軽自動車税の減免申請についての減免制度内容については掲載してございまして、その部分で同じように名称が変更するだけのございまして、全然内容は同じございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） ここでご注意申し上げます。

本会議中は携帯電話のスイッチを切っておいてください。本会議中に呼び出し音が鳴りますと議事進行の妨げになります。ご注意申し上げます。

井原正光議員。

○12番（井原正光君） いろいろ、税関係以外の不作為についてもご説明いただきましてありがとうございます。

税務課長から不作為等の言葉が出ますと、行政の税以外の不作為についても一つ言いたくなっちゃうんですけども、それは通告してありませんので聞きませんが、こういった行政不服審査法等の審査請求、これは住民が行うわけですけども、地方公共団体、国に対しても何でも行えるわけですけども、この法令に基づくいろいろな申請が今後出てくると思うのです。そういった場合に、行政の持つ公権力の、その行為をすべきにもかかわらずやらないと、そのために住民の生活に大変支障を来すということもございますので、これは聞きませんが、そういうことがあるので、ひとつ十分に注意して住民のためにやっていただきたいなと思っております。

ところで、さっきの身障者の何ら変わらないという話なんですけれども、これは毎年の申請の期間とか、それも変わらないんですか。納期限と同じだったかどうかちょっと定かでないんですけども、この辺、ちょっと教えていただけますか。それで終わりにします。

○副議長（五十嵐辰雄君） 石川税務課長。

○**税務課長（石川 篤君）** 去年の税制改正におきまして、減免申請の納期限が、以前は7日前までに申し出て下さいというものがあったんですが、それが納期限まで、ぎりぎりまで大丈夫ですというところで去年改正されまして、去年の減免申請から、そういう申請で行っております。

○**副議長（五十嵐辰雄君）** 井原議員の質疑が終わりました。

質疑が終わりましたので議長の職を交代いたします。

〔副議長五十嵐辰雄君退席、議長井原正光君着席〕

○**議長（井原正光君）** 以上で議案第24号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（井原正光君）** 異議なしと認めます。

それでは、議案第24号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（井原正光君）** 起立全員です。したがって、議案第24号は承認することに決定しました。

○**議長（井原正光君）** 日程第3、議案第25号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（井原正光君）** 異議なしと認めます。

それでは、議案第25号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第25号は承認することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第26号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第26号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第26号は承認することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第27号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

本案に対し質疑の通告をされている議員は1名です。

これから本案に対する質疑を行います。

10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは2点ほど質疑をさせていただきます。

款13国庫支出金の項2国庫補助金、総務費国庫補助金、その中で509万9,000円の減額補正となったんですが、まず、その理由です。

それからもう1点は、個人番号カード、これに対して町民の認識が低いような感じがするんですが、行政はどのように思っているのか、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

岡野住民課長。

○住民課長（岡野寛之君） それではお答えいたします。

9 ページの款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の509万9,000円の減額補正となった理由というご質問でございますが、まず初めに、個人番号カード交付事業費補助金と個人番号カード交付事務費補助金の内容についてご説明いたします。

個人番号カード交付事業費補助金につきましては、主に通知カードの作成、発送と、個人番号カードの製造、発行に係るもので、地方公共団体情報システム機構、J-LISと言いますが、そこに支払う事務委任交付金、こちらは全国の1,741市区町村が事務委任しております。こちらに対する、この交付金に対する補助金でございますが、補助率は10分の10、10割補助となっております。

個人番号カード交付事務費補助金につきましては、個人番号カード交付事務に係る経費に対しての補助金でございます。事務費補助金の算定方法でございますが、対象経費の支出額と基準額とを比較して少ないほうの額となっております。事業費と違まして支出に対して10割の補助ではございません。

まず、個人番号カード交付事業費補助金406万2,000円の減額についてご説明申し上げます。

先ほど申し上げましたが、この事業費補助金は通知カードの作成、発送、個人番号カードの製造、発行に係るもので、J-LISへ支払う事務委任の交付金に対する補助金で補助率が10分の10でございます。

平成27年1月にJ-LISと茨城県のほうから、平成27年度政府予算が閣議決定されたので、予算措置の対応をお願いいたしますという文書が来ました。それで当初、27年度は個人番号カードの発行を1,000万枚予定して予算を組んでいました。金額につきましては通知カード・個人番号カード関連事務に要する費用に相当する金額の総額に対して、全国の人口に利根町の人口の割合を掛けたもので、平成27年度当初予算に598万7,000円を計上させていただきました。

平成27年12月末に平成27年度補正予算案が閣議決定されたことに伴い、額が算定されたので予算措置の対応をお願いしますという文書が届きまして、その政府補正予算の内容でございますが、個人番号カードの追加発行1,500万枚、当初1,000万枚を予定しておりましたので、合計で2,500万枚の発行を予定いたしました。金額につきましては補正後の総額に対して全国の人口に利根町の人口割を掛けたもので887万1,000円となりまして、当初予算の598万7,000円を引いた288万4,000円、こちらを平成28年3月の議会に増額補正させていただきました。

その後、平成28年3月初めに個人番号カードの発行が予想よりも伸びず、1月末までの実績で交付金の請求をするという文書が届きました。金額につきましては、総額に対して全国の住民基本台帳の人口に町の人口の割合を掛けたもので、平成27年度の補助金が480万9,000円となり確定されたことに伴いまして、今回、専決処分で406万2,000円を減額補正させていただきました。

次に、個人番号カード交付事務費補助金103万7,000円の減額でございますが、こちらは先ほどもご説明しましたが、個人番号カード交付事務に係る経費に対する補助金でございます。事務費補助金の算定につきましては、複雑で詳細な計算式のため、現時点では個人番号カードの交付枚数を見込むことが困難であるため、金額については事務費補助金の総額に対して全国の住民基本台帳に町の人口割を掛けたもので、平成27年9月の議会に54万1,000円の補正予算を計上させていただきました。その後、平成27年12月末に、これは事業費補助金と同じでございますが、27年度補正予算案が閣議決定されたことに伴い、額が再算定されたので、予算措置の対応をお願いしますという文書が届きまして、その事務費補助金の補正後の金額については、事務費補助金の補正後の総額に対して全国の人口に町の人口割を掛けたもので142万円となり、9月補正の54万1,000円を引いた87万9,000円、こちらを平成28年3月の議会に増額補正させていただきました。

その後、平成28年3月初めに個人番号カード交付事務費補助金の算定についてという国からの文書が届きまして、金額につきましては国の要綱に基づいて基準額を算定したところ、平成27年度の補助金が38万3,000円となり確定されたことに伴い、今回の専決処分で103万7,000円の減額補正をさせていただいたところでございます。

2点目の個人番号カードに対して町民の認識が低いのではないかというご質問ですが、利根町におきましては広報とねで平成27年の7月号から12月号にかけて、6回にわたりましてマイナンバー制度についての特集記事を掲載しまして、町民の皆さんに周知をしたところでございます。

また、ポスターの掲示、チラシ等も公共施設において周知を図ったところでございます。

今後、平成28年10月から個人番号カードを使用する住民票と印鑑証明のコンビニ交付を予定しておりますので、そちらにつきましても広報やホームページを通して周知してまいりますので、今後、個人番号カードに対する町民の認識が高まるものと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） よくわかりました。まして、町民に対して、個人番号カードに対しても周知しているということがよくわかりました。

そこで、現在、利根町民が何名ぐらいこの個人番号カードを既に取得しているのか、わからなかったら結構ですが、わかりましたら何人いるか教えていただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 岡野住民課長。

○住民課長（岡野寛之君） きのう現在の数字ですけれども、役場のほうに1,588枚個人番号カードが届いております。申請した方はもっといらっしゃるんですけれども、申請した後に転出したとか、残念ながらお亡くなりになられた方とかもいらっしゃいますので、役場に届いているのは1,588枚、そのうち1,199人の方に交付してございます。交付率が75%、約4分の3の方に交付しております。

○議長（井原正光君） いいですか。

若泉議員の質疑が終わりました。
暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

以上で議案第27号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第27号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第27号は承認することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第28号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。

本案に対し質疑通告をしている議員は1名で、議長である私です。

議長の職を副議長と交代します。

〔議長井原正光君退席、副議長五十嵐辰雄君着席〕

○副議長（五十嵐辰雄君） これから議案第28号に対する質疑を行います。

12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） 生涯学習センター給水管漏水補修工事56万2,000円がここに計上されております。何を私はお聞きしたいのかということですが、この漏水というか、事故発生と補修、今、専決処分ということをやられていますけれども、その間、ずっととめてあるのかどうなのか、どういう措置をしたのかということですが、何かその辺、ちょっと疑問に思ったので、こういう緊急等のものについての措置というのは、これは迷惑するのは住民なので、どのような早急な対応をして、予算がないからできない、それまで待

っているというのでなくして、予備費か何かでもってぼぼっと対応できるとか、100万円以下についてはいちいち補正予算を組まないで対応できるような、そういう内部規定などつくってあるのか、これからつくればいいのかなどという感じがするので、生涯学習課長と、もしできれば企画財政課長、ちょっとお考えをお聞かせください。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

生涯学習センターの給水管漏水補修工事の専決処分につきましては、平成28年の3月に県南水道のほうから、通常1カ月当たりの使用水量が25トンから30トンでありますけれども、今月は倍の60トンかかりましたという指摘がありましたので、どこか漏水しているということでありました。

そこで、今回、そういった、至急工事をする必要がありましたので専決処分をしたものであります。

この指摘がありまして、非常に困難ではありましたが、各給水管を1本、1本とめまして、そのときの水量をチェックしまして、何とか機械室と1階トイレに給水している水道管が漏水していることが判明をしております。

この地区はもともと地盤が悪く、東日本大震災時にも数カ所で建物の漏水が発生をしております。生涯学習センターの1階トイレ及び機械室の給水管が建物内の地下で漏水したことによりまして1階のトイレが使用できなくなりまして、利用者への影響を最小限にするため専決処分をお願いしております。

また、この漏水した給水管については、機械室にも給水をしておりまして、機械室ですと当然冷房で水を使うということがありまして、冷房運転ができない状態が続いておりますので、通常5月末から6月上旬に予定されております冷房切りかえ時には、当然水の供給がされていることが必要でありましたので、早急な対応をお願いしたところでございます。

この漏水工事につきましては、6月上旬に工事が完了しまして、現在、1階トイレ及び冷房装置は順調に使用できる状態であります。工事の期間中ですけれども、当然1階トイレが使えませんので、2階トイレを使用してもらいまして、利用者の方には大分ご不便をおかけしたということでございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） ただいまの井原議員の質疑でございますが、予備費の流用についてまでの言及ですから、町の財務規則等に関係しますので、できれば飯塚企画財政課長のほうから答弁をお願いいたします。

○企画財政課長（飯塚良一君） それでは、今回の予備費を使用したらいかかということのご質問だと思うのですが、確かに今回補正の専決で行うか、予備費にしようかという選択肢はあったと思います。予備費につきましては、現在500万円の予算を持ってお

りまして、ただ、今回年度が始まって間もないということで、今後台風災害であるとか、いろいろな事象が発生したときにある程度の予算は必要であるということから、まず年度当初であったということで補正の専決でやらせていただくほうがよいかと思ひまして、このような措置をさせていただきました。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） 今、坂田生涯学習課長のお話を聞いていました。何点か疑問に思ったものがあるので再度お聞きしたいんですが、県南水道からの指摘とか何とかというお話がありましたけれども、月々の検針票なるもの、検針者というのはそういうのをチェックされて置いていくわけなんですね。公共施設にはそういうのはないんですか。わかりませんが、それを見ると物すごく量がふえたかどうか、私も時たまチェックするんですけども、そうすることによってもう少し早くわかると思うのです。

もう一つの疑問は、1階の部分が使えないのに、なぜ2階の部分のトイレが使えたのか。配管というか、それが別なのかどうなのかとふと思ったので、その辺、2点だけお聞きしたいと思ひます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

検針票につきましては、毎月1回検針をしております、各家庭と同じように、こういう小さい検針票が来ます。その過程で毎月チェックをしております、今回も検針員の方が異常を発見しまして、県南水道の職員の方に連絡が行きまして、そこで県南水道からうちのほうに連絡があつて、今回の漏水が発覚したということでございます。

通常、検針の水量は月に1回のチェックで、毎日のチェックは行っておりませんので、漏水以降は今現在毎日チェックを行っております。今現在は1トン以下で推移しております。

あと、2階のトイレと1階のトイレにつきましては、当然、排水と配管が違ひまして別ルートで行っております、そういう関係で今回運がいいと言ひますか、1階トイレは使えなくて、2階のトイレは何とか使えるということでございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） 一般家庭の検針の際は、検針員が、大概はちょっと異常な場合はお話ししてくれるんですね。ですから、そういったことも含めて検針員の方が直接県南水道のほうのあれでなくて、誰かいれば、恐らくおかしいよということで直接一言お話ししたと思うのです。

それから、もう一つ、今ちょっとお聞きしたら、これメーターは何個ついているんですか。ルート、2階と1階は別ということは、メーターは最低2個ついているような感じがするんですけども、2階部分と1階部分、何か系統が違うような感じがするので、2階の部分は使えて、1階の部分は使えないということは、2階部分のほうについてもメータ

一がついているし、1階のほうについてもメーターがついていて、両方ついているのかなと思ったんだけど、その辺、お話を聞かせてください。

○副議長（五十嵐辰雄君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

水道管のメーターにつきましては、本管から来ているメーター1個でございます。

その本管から来ているルートが、生涯学習センターの建物の前を通りまして、あるところの線から2階に行っている、あるところの線から1階に行っているという状況でして、本管からメーター1個で線が分かれていまして、各施設は止水弁のほうであけ閉めですか、とめたり、あけたりしております。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員の質疑が終わりました。

質疑が終わりましたので議長の職を交代いたします。

〔副議長五十嵐辰雄君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） 以上で議案第28号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第28号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第28号は承認することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第7、議案第29号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対し質疑通告をしている議員は1名で、議長である私です。

議長の職を副議長と交代いたします。

〔議長井原正光君退席、副議長五十嵐辰雄君着席〕

○副議長（五十嵐辰雄君） ただいまの議案第29号に対する、担当課であります武藤保険年金課長兼国保診療所事務長から資料の提供がございます。議員の自席に配付いたします。

[資料配付]

○副議長（五十嵐辰雄君） これから議案第29号に対する質疑を行います。

12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例中、第5条第1項中、児童手当法施行令の一部を改正する政令、これの第1条について「定める額」となっておりますが、その額について担当課長からご説明をいただきたいと思っております。

○副議長（五十嵐辰雄君） 武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） 井原議員のご質問にお答えいたします。

第5条第1項第1号中の第1条に定める額につきましてのご質問でございますが、第5条第1項第1号は、妊産婦に係る医療福祉費の支給制限でございます。今までは平成7年の児童手当特例給付の制限額を用いていましたが、本年10月からは平成24年の現行児童手当の制限額へ改めることで、所得制限額を引き上げるものであります。

ここで数字を申し上げましてもわかりづらいと思ひまして、参考資料としてつくらせていただきまして、今、皆様のお手元に配付させていただいております。

この参考資料でございますが、妊産婦に係る改正前と改正後の所得制限額表になります。この表をもとに説明させていただきたいと存じます。

左側、現行、改正前で平成28年9月30日までの旧児童手当特例給付の支給制限額になります。また、右側は改正後で、平成28年10月1日からの児童手当所得制限限度額になります。表には扶養親族等の数がゼロ人から5人まで記載してありまして、薄い色のついた所得額の欄を見ていただきますと、扶養親族等の数がゼロ人の場合、現行393万円が新制度では622万円に、扶養親族等が1人の場合、423万円が660万円に、2人の場合は453万円が698万円に、3人の場合は483万円が736万円にと、4人、5人の場合と順次引き上げられます。

左下の薄い色のついた四角の中をごらんください。

所得制限を簡潔にまとめたものでございまして、本人及び配偶者を除く扶養義務者の所得制限額1,000万円については変更ございません。

平成7年児童手当特例給付の制限額準用では、所得額393万円に扶養人数1人当たり30万円を加算する現在の所得制限額が、改正後は平成24年現行児童手当の制限額を準用しますので、所得額622万円に扶養人数1人当たり38万円を加算することになります。

所得制限額は、本人及び配偶者または扶養義務者の所得を比較しまして、高い方の所得による所得制限になりますので、夫婦共働きで扶養人数なしの場合ですと、所得制限額は622万円までになり、今回の改正で229万円引き上げられることになります。また、米印の収入換算で見ますと、扶養なしの場合、扶養ゼロ人ですが、今までは568万8,000円未満であったものが、改正後は833万3,000円未満になりまして、264万5,000円の引き上げになり

ます。

このように、今回の制度改正は茨城県が少子化対策充実のために、妊産婦の医療費助成制度の所得制限を緩和することに伴うもので、さらなる子育て支援につながるものと存じます。

説明は以上でございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） 表をもとに説明をいただきました。この右の下のほうの欄にもあるんですが、扶養親族等が老人控除対象配偶者等の場合、これは44万円になるという説明はなかったのでもっと残念、この辺まで広く説明いただければ議事録に載りますから、議事録を見た方がわかるんですね、そういうことも含めてご説明していただければなと思ったんです。

もう一つ、その下の民法の877条第1項に定める扶養義務者、これはどういう方を指すのか、ご説明いただきたいと思います。

○副議長（五十嵐辰雄君） 武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） それでは、お答え申し上げます。

先ほどの新制度で44万円は、扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族のときは44万円を加算した額ということで説明が漏れていまして、申しわけございませんでした。

この表の右側の中に老人控除対象配偶者または老人扶養親族数ということで、1人の場合、2人の場合、3人の場合ということでそれぞれ記載してございまして、これを見ただけですと、まず扶養が1人の場合ですと、この場合666万円、5人の場合ですと所得額812万円に6万円を加算しますので818万円になります。

それと民法の扶養義務者でございますが、民法の877条第1項で扶養義務者とは直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務があるということで、直系血族と兄弟姉妹のことを指すということでございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） もう少し細かく説明してくださいよ。家庭裁判所で云々の場合もあるんじゃないですか。そこまで調べていなかったですか。その辺もお答えください。

○副議長（五十嵐辰雄君） 武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） お答えいたします。

扶養義務者で先ほど申し上げました877条第1項が、直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある。2項といたしまして、家庭裁判所は特別な事情があるときは、前項に規定する場合のほか三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。3項としまして、前項の規定、ただいま申し上げました2項の規定でございますが、規定による審判があった後、事情に変更が生じたときは、家庭裁判所はその審判を取り消すことが

できるということでございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員の質疑が終わりました。

質疑が終わりましたので議長の職を交代いたします。

〔副議長五十嵐辰雄君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） 以上で議案第29号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第29号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第8、議案第30号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対し質疑を通告されている議員は2名です。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、11番五十嵐辰雄議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、この中で学校教育法等の一部を改正する法律の改正により、義務教育学校という制度が新しくこの4月から創設されました。そこで2点ほど質疑いたします。

まず1点目でございますが、義務教育学校というのはどのような学校でしょうか、説明してください。

2点目ですが、義務教育学校の教諭の資格については別段の資格を有する者でなければならないのか、説明をお願いします。

以上2点でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑に対する答弁を求めます。

大野子育て支援課長。

○子育て支援課長（大野敏明君） それでは五十嵐議員のご質問に子育て支援課のほうからご説明させていただきます。この条例でございますけれども、子育て支援課のほうから条例を提案させていただきましたので、私どものほうからご説明したいと思います。

まず1点目の義務教育学校についてというご質問でございますけれども、これは国において学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育、これは9年間でございますけれども、実施することを目的に義務教育学校制度が創設され、小学校教育及び中学校教育と同様に学校教育法第21条に規定する義務教育の目標を達成するため新たな学校の種類として義務教育学校が創設され、改正されたものでございます。

そのことから、今回の条例改正が必要となりまして、条例第10条第3項第4号において学校の種類を規定していますので、今回の議案において同様にこの条例で義務教育学校を加えるものでございます。

なお、この条例でございますけれども、これは児童福祉法の第34条の8の2、ここで規定されておりまして、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は児童の身体的、精神的及び社会的な発展のために必要な水準を確保するものでなければならない。第2項で市町村が前項の条例を定めるに当たって、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその人数について厚生労働省で定める基準に従い定めるものとし、そのほかの事項については厚生労働省で定める基準を参酌するものとするということでございます。

第3項におきましては、放課後児童健全育成事業を行うものは、第1項の基準を遵守しなければならないということで、児童福祉法では条例を定めなさいということでもありますので、町としましては、児童福祉法第34条の8の2に基づきまして、この条例につきましては、平成26年9月の議会で皆さんのご承認をいただき、平成27年4月からこの条例を制定しておりますが、放課後児童健全育成事業に従事する者について、厚生労働省で定める基準に従い定めるものと規定しておりますので、これらの省令においても義務教育学校を加えるということで、省令のほうも改正になりましたので、町条例を制定するものでございます。

ですから、今、ご質問にありました義務教育学校制度というものが新たに制定されまして、小中一貫校、9年間を一つの学校とすることを学校施設の中に織り込むということで改正になりましたので、それにあわせてこの条例の中にも学校教育法の学校の位置づけがありましたので、省令に基づき県の指導、国の指導に基づきまして改正したものでございます。

次に、2点目の義務教育学校の資格ということでございますけれども、その免許につきましては、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないと規定されております。そのため、当分の間は、小学校の教員の免許状及び中学校の教

員の免許状を有する者が、義務教育学校の前期課程6年または後期課程3年の教諭の資格になるとされております。

これらは平成27年7月30日付の通達の小中一貫校教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律についての通達により、平成28年4月1日から施行されたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 今、大野子育て支援課長の説明を聞きますと、省令の改正という言葉がありましたけれども、これは法改正ですね。文部科学省で出しました省令、政令、省令がありますよね。法があって政令、内閣ですよ、あと省令、この省令はどこの省令でしょうか。そこにはどういう条文が入っていますでしょうか。

○議長（井原正光君） 大野子育て支援課長。

○子育て支援課長（大野敏明君） ご質問に答えたいと思います。

この省令でございますけれども、この省令は今手元にはちょっとありませんが、要するに学校教育法が変わったことによりまして、その学校の位置づけが義務教育学校を位置づけたということで、それを踏まえて厚生労働省で関係する12の関連の、それに絡む省令がございます、それが改正されたと聞いております。

ですから具体的な何々省令ということはちょっと手元にございませんで、資料がそろい次第、ご説明したいと思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 3回目でございますけれども、これについては町のほうでは子育て支援課の大野課長と寺田学校教育課長、両方関係しますよね。私の聞きたいのは、その点なんですけれども、運営については大野課長、法とかの省令、政令、法律ですね、これは学校教育法の関係なんですね。ですから総まとめして寺田学校教育課長のほうからも一言、説明と答弁を願います。

○議長（井原正光君） 寺田学校教育課長。

○学校教育課長（寺田 寛君） それではご説明申し上げます。

ただいま大野子育て支援課長のほうからご説明がありましたように、義務教育学校の教諭の資格につきましては、教育職員免許法第3条第4項の規定によりまして、義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないとなっております。

また、附則第20項におきまして、小学校の教諭の免許状または中学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれ義務教育学校の前期課程または後期課程の主幹教諭、指導教諭、または講師になることができると規定されております。したがって、小学校教諭の免許状または中学校教諭の免許状があれば、義務教育学校の教諭になる資格があるということ

でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑が終わりました。

次の質疑通告者は議長である私です。

議長の職を副議長と交代します。

〔議長井原正光君退席、副議長五十嵐辰雄君着席〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 引き続き議案第30号に対する質疑を行います。

12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） 私より先に副議長のほうも質疑をされたのでダブる点があるかと思いますが、お答えいただきたいと思います。

私も義務教育学校を加えることについて、いろいろ考えてみました。説明にあるように、小中一貫校をできる方向での義務教育学校を入れるということですが、そこで今説明があったように、この資格ですね。聞いていますと、小学校、中学校の免許、そういう資格を有する者と先ほどから説明されているんですけれども、そのほか高等学校とか中等教育等は含まないのかどうなのか、その辺を聞きたかったです。

それともう一つは、公立小中学校の設置義務というのは、これは市町村にあるけれども、義務教育学校の設置することについては、どのように法律上うたっているのか、その2点をお聞きします。

○副議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午前11時39分休憩

午前11時44分開議

○副議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま井原議員の質疑に対する答弁を杉山教育長に求めます。

○教育長（杉山英彦君） 大変失礼いたしました。それでは、井原議員のご質問にお答えします。

町は学校教育法のもとに義務教育における公立小中学校の設置義務におきまして、設置義務の履行を行うということでご理解いただければと思います。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） それではもう1点だけお尋ねしたいんですが、放課後児童支援員、2人以上ということになっているんですけれども、そのいろいろな要件がありますよね。今、小中学校ばかり聞いていたんですけれども、たしか1から9号まで何かありましたね、何々の免許を持っている者、福祉法による何々の資格を有する者等1から9号まであるんだけれども、利根町ではその中で主にどういう資格を持っている人を優先的に支援者としているのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど小中学校の資格を言っていたんだけれども、私が聞いた高等学校とか

中等教育学校のこういう免許、資格を持っている人というのは対象にならないのか、なるのか、それをまだお聞きしていないので、その2点だけお聞きします。

○副議長（五十嵐辰雄君） それでは大野子育て支援課長、願います。

○子育て支援課長（大野敏明君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

現在、利根町ではご承知のとおり、児童クラブを3小学校でクラブを開設しております。現在の支援員と補助員もいるんですが、合わせて19人おります。うち支援員はみなし規定等で14人ということでございます。そのうち、どういうものが多いかということ、主に保育士の資格を有する方が非常に多いということでございます。

我々としては、さらなるこのような条例を定めていますので、学校教育の教員とか、そういう方々に応募していただいて、経験豊かな方々の支援をいただきながら児童クラブを運営していきたいと思っております。

2点目のご質問でございますけれども、支援員になる者は議員が説明しましたように、9号あるんですが、その中に学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校、または中等教育学校の教諭となる資格を有する者というものもございます。そこで、ここにみんな入っていましたので、このところに義務教育学校というものが新しく導入される施設となりましたので、その中に織り込むものでございます。

ですから、町としては、今のところ町でまだ設置されていない。聞くところによりますと、義務教育学校を計画されている市町村もあると聞いていますので、利根町にはありませんけれども、そういう他の市町村で義務教育学校を経験された方々においても、利根町の放課後児童クラブで支援員になりたいという方がおられましたら、そういうものに備えまして、ぜひ、そういう経験を生かしていただいて児童クラブの支援員となっただきたいということで、今回の条例を上げたものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 質問とはちょっと違うんですが、答弁についての補足説明をさせていただきますよろしいでしょうか。

義務教育学校についてということで、教育長としての考え及び今後の利根町としての方向性について何点かお話をさせていただきたいと思えます。

今、答弁にありましたように、義務教育学校というのは何ぞやということで、法的なところは皆さん、資料等によって見ていらっしゃるかなと思うのですが、基本的に小学校、中学校という学校教育がございまして、それに高等学校、初等教育、中等教育、高等教育がございまして、その中で義務教育というのが初等教育、中等教育に分けられるわけです。

そこで、義務教育学校というのは、その初等教育と中等教育を一つにまとめて行う学校もしくは施設等で行う教育のことを、文部科学省のほうでは言っております。

その具体的なものにつきましては、小中一貫校の流れから来たものなど、小学校、中学校が連携して、協力して9年間の教育を司るということでやる一つの要因としましては、中一ギャップというのがございまして、小学校から中学校に上がる段階で非常に環境の変化等によって中学校になって不登校やいろいろな勉強の違い、教科担任制とかいろいろ違いが出てきますので、そういうものを防ぐために小中が連携して一貫的な教育を進めようということで、それをまとめて9年間の教育を一つにするということで義務教育学校というのが今後設立されていくということで、この学校についてという創設の意義だと思えます。

そこで、利根町においてはどういうふうにかえるのかということですが、現在、平成28年4月の段階で実施したのは、茨城県下で2校です。義務教育学校として出発したのはつくば市の春日学園、並びに水戸市の国田学園、この二つが義務教育学校として今開設されております。全国でもまだ28校しか義務教育学校という形ではできておりません。

先日、県の本庁にあります義務教育課の課長に連絡をして、その状況についてお話を伺いました。まだ出発したばかりなので、基本的には義務教育学校の流れは今までの小中一貫校の9年間の学習課程に基づいて行われていると。9年間一貫ですから、じゃあどのような形でやるのか、幾つかその学校の特色に応じて行われているんですね。今までは6年制、3年制、6・3制という形でとられていたんですが、小中一貫の9年間教育でございましてから、4年制、3年制、2年制という割り振りもできるわけです。義務教育学校の中で初等教育で小学校1年生から4年生までを一つの段階、それから、5年生から中学校1年生までを一つの段階として3年間、そして中学校2年、3年生の高等の部分の2年間の4・3・2の割り振りで進めている学校もございまして。そういう流れで独自性を持ちながら小中9年間の学校教育を進めているというのが、今の取り組みだと答えておりました。

まだまだこれからいろいろな学年配置や、いろいろな取り組みによって学校の独自性を出した義務教育学校が作られていくんじゃないかと思っております。

それでは、利根町でということ、私の考えでございまして、昨日の厚生文教常任委員会のほうでもお話をしましたが、利根町の子供たちの減少というのは、これは避けられない状況かなと思うのです。人口統計の推移を見ますと、約5年後にゼロ歳から4歳の子供が100人を切ってしまうような状況であります。ですから、今、三つの小学校がございまして、その三つの小学校に対して、いずれは二つないし一つという形で、今後、統廃合等を検討していかなければならないのかなというのが現状だと思えます。

それに伴い、近隣市町村における、ご存じのように河内町は、平成30年度から義務教育学校という形で、つくば市の春日学園というのを手本に今模索され進められている方向性をたどっているそうなんです、その近隣の状況を鑑みまして、利根町も近い将来でなく、近いうちに、本当にここ何年かの中に具体的な計画を立てて、今後の学校教育に生かさせていただかなくてはならないかなという現状でございまして。これからの義務教育学校も、

利根町でも考えていかなければならない方向性の一つかなと思っております。

私の主観も入れて説明させていただきましたが、以上でございますので、よろしく願いします。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員の質疑が終わりました。

質疑が終わりましたので議長の職を交代します。

〔副議長五十嵐辰雄君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） 以上で議案第30号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第30号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第9、議案第31号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第31号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第10、議案第32号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第32号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11時59分休憩

午後 1時00分開議

○議長（井原正光君） 会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第11、議案第33号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対し質疑通告をしている議員は1名で、議長である私です。

議長の職を副議長と交代いたします。

〔議長井原正光君退席、副議長五十嵐辰雄君着席〕

○副議長（五十嵐辰雄君） これから議案第33号に対する質疑を行います。

12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） それでは平成28年度利根町一般会計補正予算（第2号）の9ページの消防費、節13番の委託料、水防センター建築工事監理業務委託料177万7,000円が計

上されておりますが、これだけでは建物そのものの概要が全然わからないので、以前、説明を幾らか聞いたことがあるのはあるんですけども、もう一度イメージがわかるように、ひとつご説明をお願いいたします。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） それではお答えします。

水防センターの建築工事の概要ということによろしいでしょうか。

まず、この水防センターは、国土交通省が整備を進めている押付地区の河川防災ステーション内に、水防活動の拠点となる水防センターを設置することが町に義務づけられているものでございます。

実際に建築工事の内容につきましては、鉄骨づくりの平屋建て、総床面積が178.20平米、うち備蓄倉庫の部分が113.4平米、また会議室、展示室、トイレ、収納スペースとして64.8平米を予定しております。

備蓄倉庫につきましては、旧東文間小学校に備蓄してありました飲料水、アルファ米、毛布などを備蓄する予定でございます。

会議室等につきましては、災害時の緊急避難場所としての機能も兼ね備えます。

また、平常時におきましては、現在検討中でありましては、自主防災組織等の研修場所などに利用していただいたり、また、展示室スペースには防災に係る展示物などを展示する予定であります。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） 国交省が設置する防災センターの全体の建物の中の一部が町の管理下に置かれるということだろうと思うのです。そうしますと、いざという時に、その管理下に置かれるものは、町管理ですから、当然町が施錠を外して中に入ることができるものなのか、全体的な管理は恐らく国交省であるから、入り口が一つであって国交省の施錠を外さないと中へ入れないものなのかどうなのか、その辺ちょっとお聞きします。

○副議長（五十嵐辰雄君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 水防センターにつきましては町管理となりますので、自由に出入りできるということでございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員。

○12番（井原正光君） 大体わかりました。

それから、全体の平面図等はできてこないんですね、国交省のほうからは示されてこない、あればその辺も見せていただければなという感じがいたしました。

また、この工事監理業務委託が計上されているんですけども、この工事の完成等についてはいつごろを予定されていて、旧東文間小学校からの備蓄されているものの移動はいつごろ行われるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（五十嵐辰雄君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 工事の予定ですけれども、現在、入札に向けて準備作業をしているところでございます。

工期の予定としましては、9月から来年の2月までの6カ月間を予定してございます。

旧東文間小学校に備蓄してあったものにつきましては、既に現在の文小学校の裏の校舎の一部をお借りしまして移動はしております。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員の質疑が終わりました。

質疑が終わりましたので議長の職を交代いたします。

〔副議長五十嵐辰雄君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） 以上で議案第33号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第33号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第12、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対し質疑の通告をされている議員は2名です。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 資料、データ、ちょっと不足し過ぎているんじゃないかと思えます。これで適正な価格で入札が行われた、契約が行われていたとは判定できません。資料が出ないのだったら、私は否決に回ります。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員の質疑が終わりました。

次に、10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） 私も議案第34号に対しまして通告いたしましたが、私の勉強不

足と言いますか勘違いというか、予算のことで通告したんですが、既に3月議会で予算化されておりましたので、質疑はしません。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第34号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

2番新井滄吉議員。

〔2番新井滄吉君登壇〕

○2番（新井滄吉君） この議案第34号の工事契約の締結についてと請負契約書、これを見る限りでは何ら説明がない。これで適正な価格で請負ができたとは判定できません。ですから、私はこれには反対します。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

1番石井公一郎議員。

〔1番石井公一郎君登壇〕

○1番（石井公一郎君） 議案第34号の工事請負契約の締結についてということで、これは私としては、単価を公表しておりますし、この業者しか、要するに責任の持てる業者に発注したということで、この議案については賛成します。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第34号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第13、議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対し質疑の通告をされている議員は2名です。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 私が見落としているのか、今回のこれを見る限りは、工事の仕様とデータが開示されていないので、私はこれも否決します。

○議長（井原正光君） 新井議員の質疑が終わりました。

次に、10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） 私は議案第34号と全く同じことなので、質疑はいたしません。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第35号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

1番石井公一郎議員。

〔1番石井公一郎君登壇〕

○1番（石井公一郎君） 賛成討論をいたします。

建設工事請負契約書の27年利根中大規模改造工事については、先ほど言いましたように、この3業者は責任のある業者、最終的に責任を持てるという業者であると思います。それで、予定価格も示しておりますので、この件について私は賛成いたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第35号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第14、議案第36号 財産の取得についてを議題とします。

本案に対し質疑の通告をされている議員は3名です。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） 議案第36号、それに議案第37号、これも財産の取得ということで備品購入であって、品物は違うにしても同じようなものなので、私は一括して質問した

いと思います。

給食室改修工事に伴ってドライシステムにするということで、さらに衛生面の改善が図られることだと思っております。そこで、給食備品を小学校30個、中学校で29個という備品を買うわけですけれども、なぜ別々に発注したのか、その理由を教えてくださいたいと思います。

第2点としては、備品の管理について、備品台帳と今までの備品はきちんと一致しておりますでしょうか、また、備品の耐用年数など、わかる範囲でいいんですけれども、教えてくださいたい。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

寺田学校教育課長。

○学校教育課長（寺田 寛君） それではお答えいたします。

なぜ小中学校別々に発注したのかというご質問でございますが、今回の大規模改造工事につきましては、契約締結のご承認が今、いただきましたので、早速請負会社と打ち合わせを行いまして、一日も早く工事にとりかかっていたくようお願いしたいと思っております。

ただ、いろいろと準備がございますので、給食室のドライシステム化工事につきましては、夏休みに入ってから施工になるかと思っております。夏休みだけでは工事が終わりませんので、9月以降も工事が続くものと考えております。

9月以降も工事をするとすると、給食をつくることができませんので、9月以降は弁当を委託業者につくっていただき、布川小学校と利根中学校に配給する予定でございます。

この弁当給食の委託料も限られた期間しか見込んでおりませんので、布川小学校、利根中学校別々に契約をいたしまして、一日も早く備品を納入していただきまして、給食が早く再開できるようにするために別々に契約したものでございます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 工事の都合で別々に発注したと、これ何だか……ちょっと。

○議長（井原正光君） 石井議員に申し上げますが、議案ごとにひとつ質疑してください。議案第36号、37号は別のものですから、小学校と中学校は別ですから。

○1番（石井公一郎君） 今の答弁を聞くと、工事の関係で別々に発注したということなんですけれども、私としては、一括発注したほうが有利なのかなという感じがするんですよ。2個買うのと100個買うのとでは、わかるとおり100個買ったほうが安いわけだから、そういうことなので何か工事のおくれとか、一日も早くおさめてもらうのに、そのおさめるのが遅い、早いがあると、そんなのは余り理由にならないのかなと思っているんです。その辺はいかがですか。

○議長（井原正光君） 寺田学校教育課長。

○学校教育課長（寺田 寛君） それではお答えいたします。

物品購入契約につきましては、工事費と違いまして諸経費がありませんので、別々に契約したとしても金額につきましては上がることはございませんので、別々に契約したということでございます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 工事と違って単価には変わりがないんだと、そういうことで余り納得というよりも、小学校と中学校と同じ業者でなくて違う業者を幾つも、小学校と中学校は別なんだけれども、同じ業者だって幾らでも納入可能でしょうよ、その辺はいかがですか。

○議長（井原正光君） 寺田学校教育課長。

○学校教育課長（寺田 寛君） それではお答えいたします。

今回の契約につきましては、実は2回目の入札による結果でございます、当初は布川小学校、利根中学校とも5社を指名いたしまして、そのうち4社につきましては同じ業者で指名しておりました。ただ最初の入札が、それぞれ入札したんですけれども、結果的に同じ業者が4社入っていると言いましたけれども、その中で不調になってしまったということで、今回2回目の入札ということで、こういう結果になったものでございます。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑が終わりました。

次に、10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） 私も質問させていただきます。

質問をする前に、タイトルが布川小学校大規模改造工事に伴う給食備品購入となっております。ですから、大規模改造、それはわかるんですが、そこで給食室そのものの工事もそれなりにやるのか、それで備品購入も一緒にやるのか、そんなふうに私は思っているんですが、給食室も当然やるんですか、それは後で答弁をお願いします。それが一つ。

それから、備品購入をちょっと見てみたんですが、片仮名のものでどういうものが、どのように使うのか余りよく分からないので、みんな一つ一つでなく重立ったものを教えていただければいいかなと思うのです。

それから、この備品は物によって違いますけれども、大体何年ぐらいで交換するのか、その点をお伺いしたい。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑にする答弁を求めます。

寺田学校教育課長。

○学校教育課長（寺田 寛君） それではお答えをいたします。

大規模改造工事に伴うと書いてあるが、改造工事と給食備品との関係はとのご質問でございますけれども、先ほども石井議員のところで答弁しましたように、給食室の改修を行いまして、ドライシステム化の工事を行います。

ということで、それを明示といいますか、わかりやすくするために、そういう名称をつけまして布川小学校大規模改造に伴う給食備品購入と名前をつけた次第でございます。

次に、備品購入の明細書に書いてある品名について、どういうふうにするのかよくわからないということでございますので、主なものにつきまして説明をしたいと思います。

まず、布川小学校でございますが、上から行きますと球根皮剥機とありますが、これはジャガイモとか根菜類の皮をむく機械ということになります。

次のピーラーシンクとか三槽シンクというのは流し台でございます。

次の包丁俎板消毒保管庫……。

○10番（若泉昌寿君） それは日本語で書いてあるのでわかります。片仮名のものをお願いします。

○学校教育課長（寺田 寛君） それでは、片仮名のものについてご説明いたします。

次のシェルフとありますけれども、シェルフというのは収納棚で、棚でございます。

それから、スチームコンベクションオープン、これは焼いたり、煮たり、蒸したり、多機能の機能のあるオープンというものでございます。

ロールインカート、これは今言ったオープンの付属品で出し入れに使うようなカートでございます。

それから、次のガスフライヤーもわかるかと思うのですが。

あとモービルシンク、これは移動可能な流し台であります。あとはよろしいでしょうか。

利根中学校も一緒に説明してよろしいですか。

続きまして、利根中につきましては、上からスーパーエレクターシェルフ、これも収納棚でございます。物を入れる棚です。

○議長（井原正光君） 先ほど申し上げましたように、議案ごとに審議しますから、聞かれないことについては答弁しなくて結構です。

○学校教育課長（寺田 寛君） わかりました。申しわけありません。

では、給食備品の耐用年数ということでございますけれども、国の補助事業により取得した財産の処分制限期間というものがあります。この処分制限期間というものが耐用年数かなと思っております。

そして、布川小学校で言いますと、下から4番目にあります食器・食缶・トレイ洗浄機や食器消毒保管庫などの機械及び装置類につきましては9年、それから、ピーラーシンク、三槽シンクなどの流し台のような器具及び備品につきましては5年ということでございますので、この年限が耐用年数かなと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

次に、2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 36号議案の給食備品購入明細書一覧があるんですけども、金額が全然わからないんですね。私は、大体判断するとき、単価が見えないと、これをつくった人へ不信感を持つんですよ。申しわけないけど、この辺の単価をはっきりさせてほしい。はっきりさせなければ、私は不信任に回ります。

○議長（井原正光君） 新井議員の質疑に対する答弁を求めます。

寺田学校教育課長。

○学校教育課長（寺田 寛君） それではお答え申し上げます。

備品購入の単価の明細についてでございますが、備品購入契約の設定単価につきましては、予定価格の積算根拠を知る重要な情報になりますので、公開することは難しい状況にあります。

入札前は予定価格を公表しておりませんが、入札後は入札金額と予定価格を記載した入札書取書を公表しているところでございます。今回つけている参考資料でございます。

契約の個々の単価につきましては、契約締結前である現時点では公表することはできませんが、契約締結後はお教えすることは可能と考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 契約を締結しているんですね。だから公表してほしいんですよ。

これでは議員が判定できないんですよ。この契約は正当な価格で契約されたのか、全く契約して、契約しているじゃない、契約書と書いてある。なぜ公表できないの。

私はこういうふうなあれを出してくると、悪いけど、不信感の塊になるんですよ。私もいろいろな企業でやってきたけど、こういうことをやるような担当者、あるいは企業とは癒着していますよ。だから、そういう意味では自信をもってこれは幾ら、ダーっと書けばいいんだよ。

○議長（井原正光君） 寺田学校教育課長。

○学校教育課長（寺田 寛君） それではお答えいたします。

今回の第36号議案の参考資料としまして物品購入契約書及び入札書取書を添付してございます。この物品購入契約書の次のページをお開き願いますと、第8条にこう書いてあります。「この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決後に契約が成立するものとする。」と書いてあります。

ということで、この契約書はあくまで仮契約であって、契約締結の契約書ではございませんので、今回議決をいただいて初めて契約が成立するということになりますので、よろしくお願いたします。

○議長（井原正光君） 新井議員、わかりましたか。よろしいですか。

新井議員。

○2番（新井滄吉君） 確かにそう書いてありますね。だけど、じゃあここで認めたら私は意味がない。何でおかしい契約を説明できないと、明示できないから契約を認めると、契約した後に議会が認めたら公開をすると、それじゃちょっとおかしいんじゃないかと私は思います。その辺は今後変えてほしいと思います。

公表できないような単価を、認めなきゃ、可決しなきゃ公開できない、そんなあれはお

かしいと私は思います。

○議長（井原正光君） 新井議員の質疑の答弁を求めるわけではありませんが、契約について何か知らないような点がままありますので、企画財政課長にその辺を説明してもらいますから、よく聞いてください。

飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） それでは順を追って説明したいと思います。

まず、契約については種類があるんですけれども、まず議会の議決を経なければならぬものがございます。それが今回上程いたしました幾つかの契約の議案になってございます。

今回、物品購入に関しまして単価ということですが、単価につきましては積算がまずございます。その積算を企画財政課のほうで審査しまして、その額をもって入札に付しているということでございます。

契約の単価につきましては、工事などの場合は県の単価であるとかを使っておりますので、これ公表できるものと、できないものがございます。

入札後につきまして、まず備品の単価ですが、契約を締結した後であれば公表できるとしております。これは寺田学校教育課長がお話したとおりでございます。

その間なんですけれども、まず、今回、先ほどありました、まだ仮契約の段階でございます。議会のほうで、これで否決されるとなれば再議もしくはもう一度再議をかけてだめであれば、さらに入札ということになりますので、次回の入札に関して有利、不利というものもございますので、契約を締結した後であれば、物品に関しては公表は可能かと思えます。ただ、工事関係、建設関係ですね、こちらの単価につきましては、秘密にしている部分もございますので、必ずしも全てが公表されるということではございません。

○議長（井原正光君） ありがとうございます。ということになっておりますので、ひとつご理解いただいた上で、今後ご質疑願います。

新井議員の質疑が終わりました。

以上で議案第36号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第36号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第15、議案第37号 財産の取得についてを議題とします。
本案に対し質疑の通告をされている議員は2名です。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） 先ほどよく聞いていなかったからわからなかったと思うのですが、備品の管理についてということで、備品台帳があると思うのです。それが備品と台帳がきちんと一致されているかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

寺田学校教育課長。

○学校教育課長（寺田 寛君） それではお答え申し上げます。

今回の備品の内容と備品台帳については一致しております。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 一致するのは当たり前なんですけど、前のもの、いろいろなものがあると思うのです。そういうものをきちんときちんと整理されていれば、それにこしたことはない、それが当然なんで、きちんと管理していただきたいと思います。

終わります。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑が終わりました。

次に、2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） いろいろ契約、仮契約だと、それも私、初めて聞きました。やはりこういう段階で単価表を出すべきだと、それで判定しないと判断ができないですね。これは適正な価格で積算したのかどうか、そういう意味で私はこれからその辺を変えたほうがいいと。それが公表すると漏れて云々ということはあると私は考えます。そういう不正を助長するような、何かなれ合いで請負契約というか、備品購入契約を結んでいくような体質はやめたほうがいいと私は思います。

そういう意味で、私は今後検討してほしいという考えです。

○議長（井原正光君） 新井議員の質疑が終わりました。

以上で議案第37号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第37号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（井原正光君） 日程第17、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元にお配りいたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元にお配りしました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 平成28年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月7日から本日までの9日間にわたり行われました今期定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。

議員の皆様方には、慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案申しあげました案件全て原案どおり可決並びに承認をいただきましたことに、心より厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会の期間中ですが、9日、10日、そして13日の3日間で行われた一般質問や議案審議の過程において、議員の皆様からいただきましたご意見やご提言等につきましては、大変貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと考えているところでもございます。

今定例会の冒頭でも申しあげましたとおり、昨今の雇用経済情勢は、幾つかの懸念要因はあるものの、緩やかな回復基調が続いているとの見方がされているところでございます。

こうした好況感が続く中、今後も引き続き貴重な自主財源である町税の安定確保に努めるとともに、本年度は昨年度策定した利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略を最重要施策としてさまざまな事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、先週末ですが、全国地震動予測地図が公表されました。今後30年以内に震度6弱以上の揺れが伴う確率が示された分布図ということで、地域的に利根町は関東地方の中でも揺れの確率が高いエリア内に含まれております。かなりの不確実性があるとの見方もされておりますが、東日本大震災、また4月に発生した熊本地震のように、いつ、どこで大きな地震が発生し、また、被害の程度がどれぐらいになるか、誰もわかりません。

また、これからの季節、本格的な夏のシーズンが到来し、台風など風水害に対する対策も含めて、今後災害への対応は重要な取り組みとなってまいります。引き続き、こうした危機管理の強化充実も視野に入れながら、気を緩めることなく効果的かつ効率的な町政運営に当たってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方には町政に対するご理解とご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

○議長（井原正光君） 発言が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本定例会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成28年第2回利根町議会定例会を閉会します。

次回の平成28年第3回定例会は、平成28年9月6日火曜日の開会を予定しております。

大変お疲れさまでした。

午後1時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

利根町議会副議長 五十嵐辰雄

署名議員 新井邦弘

署名議員 船川京子